

令和元年第3回本巣市議会定例会議事日程（第5号）

令和元年9月26日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第44号 本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第4 議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第5 議案第46号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第48号 本巣市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第49号 本巣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第50号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第54号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第57号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第58号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 認定第1号 平成30年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第2号 平成30年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第3号 平成30年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第4号 平成30年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第5号 平成30年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第6号 平成30年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第7号 平成30年度本巣市水道事業会計決算について
- 日程第23 報告第8号 専決処分の報告について（道路の陥没による事故に係る損害賠償）
- 日程第24 発議第3号 庁舎整備検討特別委員会の設置について
- 日程第25 常任委員会委員の選任について
- 日程第26 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第44号 本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

- 第4 議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第5 議案第46号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第7 議案第48号 本巣市税条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第49号 本巣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第50号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第51号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第52号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第53号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第54号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第57号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第58号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 認定第1号 平成30年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 第17 認定第2号 平成30年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第18 認定第3号 平成30年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第19 認定第4号 平成30年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 第20 認定第5号 平成30年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第21 認定第6号 平成30年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第22 認定第7号 平成30年度本巣市水道事業会計決算について
- 第23 報告第8号 専決処分の報告について（道路の陥没による事故に係る損害賠償）
- 第24 発議第3号 庁舎整備検討特別委員会の設置について
- 第25 常任委員会委員の選任について
- 第26 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第1 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程第2 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第3 もとす広域連合議会議員の選挙

出席議員（15名）

2番	今 枝 和 子	3番	高 田 浩 視
4番	寺 町 茂	5番	河 村 志 信
6番	澤 村 均	7番	堀 部 好 秀
8番	鏑 本 規 之	9番	黒 田 芳 弘
10番	臼 井 悦 子	11番	道 下 和 茂

12番 村 瀬 明 義
14番 瀬 川 治 男
16番 大 西 徳三郎

13番 若 原 敏 郎
15番 上 谷 政 明

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	早 川 謙
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大 野 一 彦	市民環境部長	洞 口 博 行
健康福祉部長	久 富 和 浩	産業建設部長	原 誠
林 政 部 長	古 沢 弘 康	上下水道部長	翠 直 樹
教育委員会 事 務 局 長	溝 口 信 司	会 計 管 理 者	加 藤 健 二

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	鷺 見 誠	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	山 本 憲	議 会 書 記	松 井 俊 英

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

それでは、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 村瀬明義君と13番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第 2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 瀬川治男君。

○予算決算委員会委員長（瀬川治男君）

9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第57号及び議案第58号の補正予算と、認定第1号から認定第7号までの決算認定の計9件であります。

付託同日、本会議散会後に本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、分科会を設置して、各分科会に審査の項目を割り振りして審査をすることといたしました。

その後、分科会は、12日に産業建設分科会、13日に総務企画分科会、17日に文教福祉分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の20日午前9時より、本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長、早川副市長、川治教育長、各部局長のほか関係職員の出席を求め、各分科会長からの審査報告を受けた後、委員全員で付託議案の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、産業建設委員会の報告をさせていただきます。

9月12日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員5名が出席し、藤原市長、早川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件である議案第53号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例について及び議案第54号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての2件について審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 大西徳三郎君。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは報告いたします。

9月13日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

会議には委員6人が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件6件の審査を行いました。

初めに、総務部及び固定資産評価審査委員会関係の付託案件である議案第48号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、議案第49号 本巣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての2件について審査いたしました。執行部から補足説明の後、質疑を行いました。

続いて、企画部関係の付託案件である議案第44号 本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第46号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整理に関する条例についての4件について審査いたしました。執行部から補足説明の後、質疑を行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

諸般の報告を行います。

9月17日午前10時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である議案第50号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第51号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、健康福祉部関係の付託案件である議案第52号 本巣市子どものための教育・保育に関する

利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第44号から日程第8 議案第49号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第3、議案第44号から日程第8、議案第49号までを一括議題といたします。

議案第44号から議案第49号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 大西徳三郎君。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、結果について報告をいたします。

議案第44号 本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第44号について、執行部からの補足説明を受け、審査に入り、質疑を行いました。

委員からの、今回の改正によるフルタイムとは、どのような職を想定しているのかとの質問に、執行部から、本来なら正規職員が行うべき通常の職務と同等の職を行う職員で、例えば幼稚園の保育士などであるとの回答がありました。保育士なら正規の職員としたほうがよいのではないのかとの質問に、執行部から、正規職員は正規の試験により採用されていることや、早朝や夜間の職務に当たらなければならないなど責任の度合いが相違しているため、フルタイムの制度としているとの回答がありました。

また、現在雇用されている臨時職員は制度開始後も採用されるのか、その採用方法をどうするのか、性別・年齢等の区別はするのかとの質問には、現在、嘱託職員107名、日々雇用職員339名の合計446人の臨時職員がいるが、全ての職員が雇用されるわけではない。採用に当たっては公平・公正な選考による採用を行い、性別・年齢での区別は行わない予定であるとの回答がありました。

フルタイムとパートタイムの職員の昇給はあるのか、また、その昇給方法はとの質問に、フルタイムは人事評価により給与表に基づき昇給を行っていく。パートタイムについては報酬であり、昇給の制度はないが、その見通しなどで対応していくとの回答がありました。

今後、ICT化なども含めた業務の民間委託は考えているのかとの質問に、行政のスリム化などを考慮すると、市民サービスを低下させないことを条件にアウトソーシングもあるとの回答がありました。

制度が開始された場合の人件費と、市民サービスへの影響はないのか、また雇用の観点からの影響はないのかとの質問に、このままの状態で制度が開始されると約1億2,000万円の負担増があるため、市民サービスの低下にならないように、来年度に向けて各課において事業内容の精査と働き

方改革、行政の効率化を検討している。雇用の面においても、時間当たりの単価が増加することなど、働き方改革の趣旨を踏まえて注意を払っていくとの回答がありました。

資格所持者への処遇は、また期末手当は一律なのかとの質問については、医師などの資格所持者については、一般職と比較して給与表が相違している。業務における資格については、スキルアップの一因となるなど人事評価において反映される。期末手当についても人事評価により処遇されるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第45号について、執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの、採用に当たっての試験はどのようにするのかとの質問に、試験は行わないため、公表、公募による選考については十分配慮します。専門的な業務は任期つき職員で対応しますとの回答がありました。

任期つき職員の任期が切れた場合、再任用はあるのかとの質問に、最長5年の範囲で、必要に応じ再任用しますとの説明がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第46号については、執行部からの補足説明はなく、審査に入りました。

委員からの、緊急の場合とはどのような場合で、それは定数内とするのかとの質問に、災害などを想定しており、その場合の臨時的任用職員については正職員に欠員があったときのみであり定数内であるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第47号については、執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第48号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第48号については、執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号 本巣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第49号については、執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

議案第44号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第44号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第45号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第46号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第46号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第47号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第47号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第48号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第49号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第49号については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第50号から日程第11 議案第52号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第9、議案第50号から日程第11、議案第52号までを一括議題といたします。

議案第50号から議案第52号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

付託案件の報告をいたします。

議案第50号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、旧氏を使用するときのメリットはとの質疑に、女性活躍の観点及び他の機関との関係からメリットはありますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第51号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第52号 本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、無償化に伴う財源についてはどうなのか、またその結果、市としての財政への負担はとの質疑に、本年度6カ月分は臨時交付金で交付され、その後は交付税措置される予定です。また、市の財政への影響はほとんどないと考えていますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

日程第9、議案第50号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第50号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第51号については、原案のとおり可決することに決定しました。議案第52号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第52号については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第53号及び日程第13 議案第54号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第12、議案第53号及び日程第13、議案第54号を一括議題といたします。

議案第53号及び議案第54号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、報告させていただきます。

議案第53号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、質疑等はありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第54号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、水道事業者において、資格等の案件について、過去に違法行為等はなかったのかとの質疑に、執行部から、過去において違法行為はありませんでしたとの答弁がありました。

水道事業指定給水装置工事事業者の指定の更新は何年で、現在その対象事業者の数は何社かとの質疑に、執行部から、更新期間は5年である。また、対象事業者は全部で186社で、そのうち本巢市内の事業者は31社であるとの答弁がありました。

更新が5年であるが、その運用方法はどうするのかとの質疑に、執行部から、政令により、過去、経過措置が設けられており、古い順に順次更新を行っていくとの答弁がありました。

事業を行っている際の腕章や名札の着用など、資格所有者の表記をすべきではないかとの質疑に、執行部からは、今後は資格所有者が特定できるような方法を検討し、指導していくとの答弁がありました。

また、委員から、市の職員における資格者の養成についての要望がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第53号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第53号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第54号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第57号及び日程第15 議案第58号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第14、議案第57号及び日程第15、議案第58号を一括議題といたします。

議案第57号及び議案第58号については、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 瀬川治男君。

○予算決算委員会委員長（瀬川治男君）

付託案件、議案第57号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について報告いたします。

本案につきましては、各分科会で審査の後、20日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。その内容について報告をいたします。

まず、議案に対する質疑の内容です。

委員から、庁舎整備に係る基本計画及び基本設計業務の委託業務は、デザインなどの業務を含むと思われるが、どのような業者に対し委託をしていくのかとの質疑に対し、執行部から、プロポーザル方式により決定するが、実績のある適正な業者になると考えていますとの答弁がありました。

次に、ふるさと本巣応援寄附金の増額補正の理由はとの質疑に、執行部から、ふるさとチョイスのサイトに加え、さとふるのサイトを導入したことが主な要因であると考えていますとの答弁がありました。

社会資本整備総合交付金事業の長良糸貫線道路整備事業における文化財発掘事業により、事業が遅延することはないかとの質疑に、執行部から、適正に文化財に係る発掘事業は行っていくが、県や教育委員会とも緊密に連携し、遅延しないように行っていくと答弁がありました。

次に、委員間における意見交換について報告いたします。

委員から、庁舎の設計委託関係補正予算が計上されているが、議会として特別委員会を設置することは話し合われているのか。庁舎建設まで調査・研究していく必要がある。また、設置予定の特別委員会だけでなく、議員全員で常に情報共有することがとても重要であるとの意見がありました。

以上、議案第57号についての質疑及び意見交換の内容でございます。

議案第57号については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

付託案件、議案第58号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について報告いたします。

本案につきましては、各分科会で審査の後、20日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いましたが、報告すべき質疑、意見はありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第57号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第57号については、原案のとおり可決することに決定しました。

〔挙手する者あり〕

どうぞ。

○9番（黒田芳弘君）

先ほどの委員長報告では、この採決については予算決算委員会の採決におきましては多数という報告があつて、私もそのように承知をしておったんですが、間違いないですね。

今は全員賛成という結果で、そのときに賛成しなかった人が、後に賛成というふうに意見が変わったというふうに理解すればよろしいですか。

○議長（鰐本規之君）

本会議ですので、委員会等での発言、また考えが変わることは大いにあつて結構だと思っておりますので、全員賛成ということでよろしく願いをいたします。

日程第15、議案第58号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 認定第1号から日程第22 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までを一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号については、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 瀬川治男君。

○予算決算委員会委員長（瀬川治男君）

付託案件、認定第1号から認定第7号までについての審査の経過と結果について報告いたします。

付託された議案は、各分科会において審査した後、20日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。その内容について報告いたします。

最初に、認定第1号 平成30年度本巣市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、議案に対する質疑の内容です。

委員から、根尾地域の自主運行バスと、旧外山地区の日当において市営バスのササユリ、樽見鉄道との乗り継ぎについての改善は図れないかとの質疑に、執行部から、現状を踏まえ、改善できるように検討しますとの答弁がありました。

次に、ふるさと本巣応援寄附金は、その目的が選択できるようになっているが、寄附者の意図は反映されているのか。また、一般財源化されているので、わかるようにはならないかとの質疑に、執行部から、平成30年度は淡墨桜再生事業プロジェクトへ寄附があり特定できたが、その他は一般財源化されています。ふるさと本巣応援寄附金は、寄附者の意図を踏まえて充当していきますとの答弁がありました。

次に、公共交通に係るアンケートは、利用者以外には行わないのかとの質疑に対し、執行部から、今年度、市民2,000人対象にアンケート調査を実施しますとの答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊事業と、小さな拠点活動支援事業の財源の整合性はとの質疑に、執行部から、小さな拠点事業については北部地域の多様な資源を効果的に活用するための事業であり、その中の事業として地域おこし協力隊が行ってきており、今までは別事業としてきたが、今後は有効かつ効果的とするため、財源について検討しますとの答弁がありました。

次に、事務事業評価で、平成26年度と27年の新規事業としている理由は。また、イベントコーディネーターの評価はどのように生かされているのかとの質疑に、執行部から、新規事業で3年を経過した事業を評価しています。平成29年度の新規事業が1件であったので、平成30年度に合わせて評価を行いました。イベントコーディネーターについては、活用状況の見直しも含め、事業を展開していますとの答弁がありました。

次に、監査委員からの審査意見書において、財政の硬直化が危惧され、自主財源を確保することが求められているが、市としての考え方はとの質疑に、執行部から、地方交付税や市税の減少などが危惧され、自主財源の確保は喫緊の課題であり、企業誘致などによる市税の増収等が必要であるが、引き続き事務事業の見直しや事務の効率化などを行い、健全財政としていきますとの答弁がありました。

次に、アンケートにより市営バスはどのように改善されたのかとの質疑に、執行部から、南部地域の路線を2路線から3路線とし、乗り継ぎにも配慮した結果、利用者が2,000人余り増加していますとの答弁がありました。

次に、有害鳥獣駆除で、カラスの駆除要望があるが、どのように駆除を行っているのかとの質疑に、執行部から、カラスの駆除については、自治会等から被害捕獲として猟友会において空気銃による捕獲を行っています。今後はわなやおりによる捕獲も検討していますとの答弁がありました。

次に、企業立地奨励金の内訳は。また、屋井工業団地だけなのかとの質疑に、執行部から、土地建物、償却資産の固定資産税相当分であり、市内全域を対象としていますとの答弁がありました。

次に、水道の受託事業収入が増加している理由はとの質疑に、執行部から、受託事業収入については、民間の開発や建設課での補償にかかわる事業、幼稚園に係る受託事業のためでありますとの答弁がありました。

次に、耐震管工事に係る内容はとの質疑に、執行部から、V P管、塩ビ管が使用されているため、H P P E管、ポリエチレン管に改修するとともに、継ぎ手の強化のため、電気結着を行っていますとの答弁がありました。

次に、ブロック塀の補助の現状及び危険箇所への対応はとの質疑に、執行部から、危険なブロック塀の撤去については昨年の12月から実施し、通学路での危険箇所は9件のうち、4件実施済みです。未実施の所有者に対しては勧奨していますと答弁がありました。

次に、豚コレラによるジビエ会への影響はとの質疑に、執行部から、里山ジビエ会では、現在、鹿肉を中心に事業展開しており、影響は最小限でありますとの答弁がありました。

次に、北部観光施設に対する現状把握の方法はとの質疑に、執行部から、毎月開催される運営会議に出席し、事業を把握しています。また、市民からの声についても、運営会議で話していますと

の答弁がありました。

次に、地籍調査業務の進捗状況と今後の展開はとの質疑に、執行部から、毎年度、国・県の予算を踏まえて実施しています。進捗は南部20.19%、根尾地域は2.74%であるが、宅地及び農地に限ると76.6%でありますとの答弁がありました。

次に、委員間における意見交換について報告します。

委員から、水道及び下水道事業への一般会計からの繰り出しにより、今後、財政を圧迫することが懸念されている。水道料金の値上げは必然であり、市民からの批判に対し丁寧に説明していくべきであるとの意見がありました。

また、水道事業も必要であるが、下水道事業のほうを優先すべきでないのかとの意見がありました。

以上、認定第1号についての質疑及び意見交換の内容でございます。

議案第1号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第2号 平成30年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第2号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第3号 平成30年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第3号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成30年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、議案に対する質疑の内容です。

委員から、浅木地域での企業誘致は休止であるが、その他の地域についての企業誘致の考えはとの質疑に対し、執行部から、現在、温井地区へ業者からの申し出があり、地元への説明会を実施しています。今後においても積極的に誘致してまいりますとの答弁がありました。

委員間における意見交換についてはありませんでした。

以上、認定第4号についての質疑及び意見交換の内容でございます。

認定第4号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第5号 平成30年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について御報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第5号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第6号 平成30年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第6号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第7号 平成30年度本巣市水道事業会計決算について御報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第7号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算決算委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

委員長の報告が終わりましたので、監査委員の上谷政明君の退席を求めます。

暫時休憩といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

認定第1号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第2号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第2号については、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第3号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第3号については、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第4号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第4号については、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号については、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号については、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第7号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、監査委員が入室されますので、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 報告第8号（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第23、報告第8号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました報告第8号につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

専決処分 of 報告についてでございます、道路の陥没による事故に係る損害賠償でございます。

平成30年12月28日に本巣市軽海地内において発生した事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年9月3日に損害賠償金を8万3,981円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険により対応するものでございます。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

報告第8号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、報告第8号 専決処分の報告につきまして、補足説明をいたします。

お手数でございますが、追加議案書2ページ、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

相手方は、岐阜市河渡3丁目167番地4、石原智英氏でございます。

事故の概要といたしましては、平成30年12月28日午後8時ごろ、本巣市軽海地内の市道真正3258号線を東進していたが、前方に対向車があり、道路の左側に寄って走行していたところ、路面の陥没により車体がはね上がり、着地と同時に下水道のマンホールに車の底をぶつけ、フロントバンパー及びオイルパンを損傷したものでございます。

和解の内容といたしましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は本件事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。

補足説明は以上でございます。

日程第24 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第24、発議第3号 庁舎整備検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第3号については、提出者に説明を求めます。

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

発議第3号 庁舎整備検討特別委員会の設置について。

庁舎整備検討特別委員会の設置について、別紙のとおり発案する。令和元年9月26日提出。提出者、若原敏郎。賛成者、瀬川治男議員、村瀬明義議員、道下和茂議員、臼井悦子議員、黒田芳弘議員。本巣市議会議長 鰐本規之様。

提案理由でございますが、先日、本巣市庁舎整備基本方針案が示されました。これによりますと、老朽化した庁舎の現状から、また市が抱える諸問題を考慮し、令和5年度までに延長となった合併特例債を活用して、新たな庁舎の整備に向けて取り組むとのことであります。現在の分庁方式を統合するものであります。本巣市議会としましても、本巣市の未来にふさわしい新庁舎の整備について、行政側とともに検討を重ねていくことを目的として特別委員会を設置するものであります。本巣市議会委員会条例第6条第1項の規定により発案するものであります。

庁舎整備検討特別委員会の設置について。

1番としまして、本議会に庁舎整備検討特別委員会を設置する。委員定数は7人とする。

2番としまして、議会は庁舎整備検討特別委員会に対し、次の事項を付託する。(1)番、新庁舎が市民に愛され、安心して暮らせる中心となることのできる施設整備について検討すること。(2)番、新庁舎の整備が本市の発展に資することについて検討すること。

大きい3番としまして、庁舎整備検討特別委員会は、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、審査終了まで継続して調査、研究を行うものとするということです。

以上です。よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

この庁舎建設問題は、確かに老朽化した庁舎等があり、危険なことで、これは早急にということとは十分承知しております。

そこで、さきに諮問委員会も審議された結果が報告されたということもお聞きしておりますが、あえてこの委員会をつくることによって、どの程度、議会は庁舎整備検討特別委員会に対してこの事項を付託すると書いてある。私も議員の一員なんで、選ばれるか選ばれないかは定かではありませんけど、やっぱり市民の代表として、学者等専門家が設計なり何かいろいろ方向性は決められたと思うんですが、あえて議員の私たちがこの中でどの程度、どこまで発言権があるのか、効力があるのかということも重ねてちょっと確認をしたいんですけど。

まず、どの程度の発言権というか効力が発効できるのかということをちょっと確認したいです。

○議長（鰐本規之君）

答弁お願いをいたします。

○13番（若原敏郎君）

我々議員は市民の意見を集約し、代表して議会をつくっております。ですから、執行部、行政側が出してきたこれからの基本方針に沿って随時日程は進められていくと思うんですが、そこで市民が意見を言われる、それを集約して特別委員会をつくって、そこで議論をしていこうという考えであります。ですから、行政と一緒に、私たち議会は特別委員会、通常どこでもそういう大きな問題は特別委員会ができるもんなんですけど、それは御理解していただだけませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（鰐本規之君）

6番 澤村議員。

○6番（澤村 均君）

閉会中も審議等協議ができるということになっておりますので、逐一報告なりを全員の協議会の中で発表なりされて、市民が納得できるような方向であるかどうかということ、選ばれた委員だけではなく、議員全員が共有するべきものではないかということで、その辺は責任を持って実行していただきたいということです。

○議長（鰐本規之君）

要望でいいんですか。

○6番（澤村 均君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第3号については原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました庁舎整備検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私が指名いたします。

大西徳三郎君、瀬川治男君、道下和茂君、堀部好秀君、河村志信君、寺町茂君、高田浩視君、以上7名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、庁舎整備検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、庁舎整備検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎整備検討特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に道下和茂君、副委員長に大西徳三郎君。以上のとおりです。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午後 1 時31分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 常任委員会委員の選任について

○議長（鰐本規之君）

日程第25、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

予算決算委員会に、今枝和子君、高田浩視君、寺町茂君、河村志信君、澤村均君、堀部好秀君、黒田芳弘君、臼井悦子君、道下和茂君、村瀬明義君、若原敏郎君、瀬川治男君、上谷政明君、大西徳三郎君、以上の14名を、総務企画委員会に、高田浩視君、堀部好秀君、私、鰐本規之、臼井悦子君、村瀬明義君、以上の5名を、文教福祉委員会に、寺町茂君、澤村均君、私、鰐本規之、道下和茂君、若原敏郎君、上谷政明君、以上の6名を、産業建設委員会に、今枝和子君、河村志信君、私、鰐本規之、黒田芳弘君、瀬川治男君、大西徳三郎君、以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

予算決算委員会は、全員協議会室において開催いたします。

予算決算委員会の互選終了後、総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室において開催いたします。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算決算委員会委員長 道下和茂君、副委員長 堀部好秀君、総務企画委員会委員長 村瀬明義君、副委員長 高田浩視君、文教福祉委員会委員長 若原敏郎君、副委員長 寺町茂君、産業建設委員会委員長 大西徳三郎君、副委員長 今枝和子君。以上のとおりです。

日程第26 議会運営委員会委員の選任について

○議長（鰐本規之君）

日程第26、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

河村志信君、黒田芳弘君、村瀬明義君、若原敏郎君、瀬川治男君、大西徳三郎君。以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員会委員は第1委員会室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

議会運営委員会委員長 黒田芳弘君、副委員長 瀬川治男君、以上のとおりです。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 2 時04分 休憩

午後 2 時06分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。先ほど、休憩中に議会だより編集特別委員会委員 臼井悦子君、村瀬明義君、瀬川治男君、澤村均君、河村志信君、以上の 5 名から、一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

○議長（鰐本規之君）

追加日程第 1、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、臼井悦子君、村瀬明義君、瀬川治男君、澤村均君、河村志信君の退場を求めます。

〔10番 臼井悦子君、12番 村瀬明義君、14番 瀬川治男君、6 番 澤村均君、5 番 河村志信君退場〕

本日の会議録署名議員に指名されておりました議席番号12番 村瀬明義君が退場されました。よって、会議規則第81条の規定により、会議記録署名議員を追加指名したいと思います。

議席番号16番 大西徳三郎君を指名いたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員、臼井悦子君、村瀬明義君、瀬川治男君、澤村均君、河村志信君、以上 5 名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員、臼井悦子君、村瀬明義君、瀬川治男君、澤村均君、河村志信君、以上 5 名の辞任の許可については、許可することに決定しました。

議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、臼井悦子君、村瀬明義君、瀬川治男君、澤村均君、河村志信君の入場を許可いたします。

〔10番 臼井悦子君、12番 村瀬明義君、14番 瀬川治男君、6番 澤村均君、5番 河村志信君
入場〕

臼井悦子君、村瀬明義君、瀬川治男君、澤村均君、河村志信君に申し上げます。

臼井悦子君、村瀬明義君、瀬川治男君、澤村均君、河村志信君の議会だより編集特別委員会委員
辞任を許可することに決定しました。

ただいま、議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2と
して、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加
し、追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（鰐本規之君）

追加日程第2、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規
定により、私より指名いたします。

高田浩視君、澤村均君、堀部好秀君、臼井悦子君、瀬川治男君、以上5名を指名したいと思いま
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり
選任することに決定しました。

これより、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。
ます。

議会だより編集特別委員会委員は第1委員会室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委
員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会だより編集特別委員会委員長 臼井悦子君、副委員長 堀部好秀君、以上のとおりです。

お諮りします。本日、黒田芳弘君、高田浩視君がもとす広域連合議会議員を辞職しました。よって、もとす広域連合議会議員2名が欠員となりましたので、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第3 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（鐔本規之君）

追加日程第3、もとす広域連合議会の議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については、議長が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に、村瀬明義君、今枝和子君を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を、もとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、村瀬明義君、今枝和子君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、もとす広域連合議会議員に当選された村瀬明義君、今枝和子君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

閉会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和元年第3回本巣市議会定例会を閉会したいと思います。29日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

午後2時22分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 村 瀬 明 義

署 名 議 員 若 原 敏 郎

署 名 議 員 大 西 徳 三 郎